

申込から通級指導をはじめまで・・・

- ① 保護者が、現在、お子さんが在籍している小中学校に申し込む
- ② 学校が、校内就学支援委員会で検討し、豊田市教育委員会に申請する
- ③ 豊田市就学支援委員会で検討し、通級指導教室での指導を受けることが認められる
- ④ 学校が本人・保護者の願いをもとに「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、計画的に指導を行う

Q & A

Q 通級指導教室で指導を受けると、通常の学級での学習が遅れてしまいませんか？

A どの授業を通級指導教室での指導に置きかえるかについては、学校と本人・保護者と相談し決定します。通級指導教室での指導によって、通常の学級の授業や生活においてうまく力を発揮できるようになれば、学習面でも効果がでてきます。

Q 通級指導教室で指導は、いつまで受けられますか？

A お子さんの困り感が改善され、指導目標が達成されたら、通級指導教室での指導が終了となります。学校と本人・保護者とで状況の確認をしながら指導の継続や終了等について考えていきます。

豊田市 通級指導教室のご案内

通常の学級で学んでいるお子さんたちの中には、「みんなと一緒に行動すること」「感情をコントロールすること」「学習に集中すること」「読むこと・書くこと」など、特定の部分だけが極端に苦手で、困り感をもっているお子さんがいます。

このようなお子さんが、学習面や生活面でうまく力を発揮し、自信をもって楽しい学校生活を送れるように、豊田市では、通級指導教室を設置しています。

通級指導教室で、本人にあった学び方をみつけてみませんか。



豊田市青少年相談センター（パルクとよた）

対象となるお子さんは？

通常の学級に在籍し、おおむね学年相応の学習に参加できるが、LD、ADHD などの発達障がいや、自閉スペクトラム症、情緒障がい、視覚障がい、難聴等による学習上・生活上の困難を改善するための特別の指導を必要とする児童生徒。

※知的障がいのあるお子さんは対象になりません。

例えば・・・

- ・発音や話し方、ことばの発達が気になる子
- ・友だちとのコミュニケーションが苦手な子
- ・学校など特定の場面でしゃべらない子
- ・落ち着きがなく集中力が続かない子
- ・気持ちの切り替えが難しい子
- ・感情の起伏が激しい子
- ・集団行動が苦手な子
- ・読むことや書くことへの困難さ、数の理解や計算することの困難さをかかえた子



どんなことをするの？

障がいの特性に応じた「自立活動」を行います。



本人や保護者、担任の先生の願いを参考にしながら、指導計画を作成します。指導計画をもとに、自分のもっている力を可能な限り発揮して、主体的に取り組もうとする態度や力を育てます。

※学習の遅れを補うような学習指導を行う場ではありません。

例えば・・・

- ・集団生活での緊張をやわらげ、意欲の回復を図る
- ・基本的な生活習慣を身につける
- ・ゲームやソーシャルスキルトレーニングなどにより、人との関わり方を学び、コミュニケーション力を高める
- ・集団生活に必要なルールの理解や望ましい行動を身につける
- ・学習用タブレットなどの教具を授業でうまく活用する練習をする
- ・「わかった」「できた」という体験を積み、自信を育む



いつ行うの？

- ・通常の学級の授業を一部特別の指導に変更し、週に1～2時間程度、校内の通級指導教室へ行って学習します。
- ・基本的に1対1の個別学習で行います。